

鎌倉市議会基本条例の改正に関する審査結果報告書

令和3年（2021年）1月

議会基本条例の改正に関する特別委員会

目 次

1	議会基本条例の改正に関する特別委員会の設置までの経緯について	1
(1)	鎌倉市議会基本条例とは	1
(2)	議会基本条例の検証について	1
(3)	議会基本条例評価・検証協議会における協議	1
(4)	議会基本条例の改正に関する特別委員会の設置	1
2	議会基本条例の改正に関する特別委員会における検討及び審査について	2
(1)	検討及び審査を行った項目について	2
(2)	委員会における検討及び審査について	2
(3)	パブリックコメントの実施について	2
(4)	審査結果の取扱いについて	2
(5)	周知について	3
3	議会基本条例の改正に関する特別委員会における審査結果について	4
(1)	会議規則との関係（第2条）	5
(2)	政策提言の強化（第3条第4号及び第5号）	6
(3)	議会改革を推進する政策法務研究会等の設置（「第2章 議会及び議員」）	10
(4)	原則公開とする会議について（第6条第2項）	11
(5)	議決についての説明責任（第6条第3項）	12
(6)	市民意見を政策提言につなげていくことについて（第6条第4項第1号）	13
(7)	公聴会制度及び参考人制度の積極的活用（第6条第5項）	14
(8)	請願・陳情提出者の意見陳述（第6条第6項）	15
(9)	必要な報告・情報提供、意思決定の尊重（第7条第1項）	20
(10)	反問権について（第7条第7項）	22
(11)	自由討議について（第9条）	25
(12)	議会事務局について（第11条）	28
(13)	議員研修会の開催について（第13条第2項）	30
(14)	議会における専門性の向上（第16条）	32

(15) コンプライアンス（第17条）	33
(16) 議会BCPの策定（第20条）	34
(17) 検証結果の公表（第21条）	37
(18) その他（付則）	39
4 議会基本条例の改正に関する特別委員会・審査経過一覧表	42
5 議会基本条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について	43
6 議会基本条例の改正に関する特別委員会・委員名簿	44
【資料】鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）	45

1 議会基本条例の改正に関する特別委員会の設置までの経緯について

(1) 鎌倉市議会基本条例とは

議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員が政策形成能力を高め、市民に開かれた議会を目指して制定した条例であり、平成27年（2015年）1月1日に施行しています。

(2) 議会基本条例の検証について

現行の鎌倉市議会基本条例第20条において、「議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されていることから、令和元年（2019年）8月21日開催の各派代表者会議において、任意の会議体として、議会基本条例評価・検証協議会（座長：山田直人議員。以下「協議会」という。）を立ち上げることが確認され、同協議会において議会基本条例の評価及び検証を行うこととなりました。

(3) 議会基本条例評価・検証協議会における協議

協議会では、令和元年（2019年）11月20日開催の第1回以降、令和2年（2020年）1月21日、4月7日及び9日の4回にわたり、前文、第1条（目的）及び第2条（条例の位置付け）を除く全ての条文について、条例を運用していく中での取組の達成度（評価）、条例改正の検討が必要かどうか（検証）という観点から協議が行われました。

協議の結果、「条例改正に向けた検討を要するもの」及び「運用面で検討を要するもの」とすべき条項が確認され、協議会の過程において出された意見とともに令和2年（2020年）5月26日に議長へ報告がされました。

(4) 議会基本条例の改正に関する特別委員会の設置

上記の協議会における協議結果を踏まえ、議会基本条例の改正に向けた検討及び審査を行うことを目的として、令和2年（2020年）6月24日に、地方自治法第109条第1項及び鎌倉市議会委員会条例第3条の規定に基づき「議会基本条例の改正に関する特別委員会」が設置されました。

なお、協議会における議論の継承を目的に、委員には協議会と同一の議員が選任され、同日開催した委員会において、委員長に納所輝次委員、副委員長に山田直人委員を選任しました。

2 議会基本条例の改正に関する特別委員会における検討及び審査について

(1) 検討及び審査を行った項目について

協議会において「条例改正に向けた検討を要するもの」及び「運用面で検討を要するもの」とされた項目のほか、委員会において、新たに議会基本条例に規定することを含め検討すべきとする項目を追加し、合計18項目を選びました。

(2) 委員会における検討及び審査について

上記で確認した項目について、委員会において検討及び審査を行いました。なお、審査の経過については、42ページ「4 議会基本条例の改正に関する特別委員会・審査結果一覧表」のとおりです。

また、審査結果については、4ページ以降「3 議会基本条例改正に関する特別委員会における審査結果について」として、項目ごとに取りまとめました。

(3) パブリックコメントの実施について

議会基本条例の改正については、議会が提案する条例改正であり、鎌倉市意見公募手続条例の規定によるパブリックコメントの対象とはなりません。本条例改正については広く市民意見を聴くべきであることから、パブリックコメントを実施することを委員会で確認し、令和2年（2020年）12月1日から令和3年（2021年）1月4日にかけて実施しました。

なお、パブリックコメントの実施結果は、44ページ「5 議会基本条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について」のとおりです。

(4) 審査結果の取扱いについて

本報告書は、議会基本条例の改正に関する特別委員会の審査結果に係る最終報告を行うものであり、条文、逐条解説並びに関連する要綱の改正等について、当委員会として取りまとめた最終的な案をお示ししたものです。

これらの内容を確定させるためには手続が必要になりますが、手続はそれぞれ以下のとおりです。

ア 議会基本条例の条文の改正を行うもの

当委員会で取りまとめた条文の改正案については、本会議における議決をもって確定し、公布を行い、運用を開始します。

イ 議会基本条例の逐条解説の改正を行うもの

当委員会で取りまとめた逐条解説の改正案については、条例改正案の議決後、議長決裁をもって確定し、運用を開始します。

ウ 要綱の制定または改正を行うもの

当委員会で取りまとめた要綱の制定または改正の案については、条例改正の議決後、議長決裁をもって確定し、告示を行い、運用を開始します。

表：検討及び審査を行った項目について

手続の種類	件数	項目名
条文の改正	4 件	(4) 原則公開とする会議について (第6条第2項) ※逐条解説の改正あり
		(8) 請願・陳情提出者の意見陳述 (第6条第6項) ※逐条解説の改正あり ※要綱の制定あり
		(13) 議員研修会の開催について (第13条第2項) ※逐条解説の改正あり
		(16) 議会BCPの策定 (第20条) ※逐条解説の改正あり
逐条解説の改正	5 件	(2) 政策提言の強化 (第3条第4号及び第5号) ※要綱の制定あり
		(9) 必要な報告・情報提供、意思決定の尊重 (第7条第1項)
		(12) 議会事務局について (第11条)
		(17) 検証結果の公表 (第21条)
		(18) その他 (付則)
要綱の改正	1 件	(11) 自由討議について (第9条)
その他 (運用面の課題 の確認など)	8 件	(1) 会議規則との関係 (第2条)
		(3) 議会改革を推進する政策法務研究会等の設置 (「第2章 議会及び議員」)
		(5) 議決についての説明責任 (第6条第3項)
		(6) 市民意見を政策提言につなげていくことについて (第6条第4項第1号)
		(7) 公聴会制度及び参考人制度の積極的活用 (第6条第5項)
		(10) 反問権について (第7条第7項)
		(14) 議会における専門性の向上 (第16条)
		(15) コンプライアンス (第17条)

(5) 周知について

上記(4)に係る手続が完了したときは、市議会ホームページにその内容を掲載し、周知します。

3 議会基本条例の改正に関する特別委員会における 審査結果について

※次ページ以降の審査結果において、項目名に括弧で記載した条番号は、当委員会における条例改正案を踏まえたものとなっていますので、一部、現行の条番号と異なる場合があります。

(1) 会議規則との関係（第2条）

【協議のポイント】

鎌倉市議会会議規則は、現状、地方自治法第120条に基づく法委任の単独規則になっているが、議会基本条例が最高規範であることを明確にするため、地方自治法及び議会基本条例から委任される複合規則にしておく必要はないか協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・ 議会基本条例を策定する際に、議会における最高規範とする旨を確認し、第2条に規定している。会議規則は地方自治法が根拠であるが、齟齬がないよう定めており、特に重ねて規定する必要性はない。
- ・ 逐条解説にも最高規範であることが明確に記載されており、あまり複雑な規定にしなくてもよい。
- ・ 会議規則が議会基本条例から委任されている旨を規定するのであれば、議会基本条例ではなく、会議規則に追加するほうがよいと考えるが、会議規則の改正については、議長又は議会運営委員会において検討すべき内容である。

【結論】

条文及び逐条解説の改正は行わないことを確認した。

(2) 政策提言の強化（第3条第4号及び第5号）

【協議のポイント】

法令等に位置づけのない議会からの政策提言を条例に明記し、理事者に提言の尊重に係る努力規定を定めるとともに、市民意見聴取や政策研究活動から提言に至るまでの決定プロセスを要綱等で明確にするか協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・議会基本条例評価・検証協議会において、様々な努力をしていかななくてはならないという意見が出されていたが、条例改正は不要であるという検証結果が出ており、今の段階で新たな結論を出すのは難しいと考える。
- ・市民意見を反映させるべく、請願・陳情提出者の発言を委員会の開催時間内に行うことを当委員会において確認した一方で、意見聴取会でどのように市民意見を頂くかという方法などについては、改善の余地がある。この条文は、議会として政策立案や政策提言を強化していくことの方向性を示したものであり、条例改正を行うのではなく、課題を認識した上で、条例が中身を伴うものとなるよう、運用面の強化に努めるべきである。
- ・政策提言には様々な局面があり、政策を生み出すまでのプロセス、市長部局に対して提言するプロセス、政策について市長部局から説明を受けるプロセスなどがあるが、いずれの局面においても課題があり、また実績も少ない。実績がない中で何かを変えるよりも、まずは実績を積み上げるべきであり、実績が増えてくれば、それを基に検証を行うこともできると考える。
- ・これまでも政策提言を行った事例はあるが、その手続を定めた根拠がないため、要綱の制定について検討すべきである。

【結論】

現行の条例に基づき政策提言に向けた活動を充実させることが先決であり、条文の改正は行わないが、政策提言の手続を定める根拠がないことから、逐条解説の改正を行い、あわせて政策提言の実施に関する要綱の制定を提案する。

- ・第3条の逐条解説の改正〔p.7 新旧対照表のとおり〕
- ・「鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱」の制定を提案〔p.9 要綱案のとおり〕

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第3条>

改正前	改正後
<p>第2章 議会及び議員 (議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。</p> <p>(3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。</p> <p>(4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。</p> <p>(5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。 ・議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。 <p>議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、</p>	<p>第2章 議会及び議員 (議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。</p> <p>(3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。</p> <p>(4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。</p> <p>(5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。 ・議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。 <p>議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、</p>

改正前	改正後
<p>またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。</p> <p>※なお、議決を要する事項は、<u>法第96条第1項</u>に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。 ・政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めることを規定しています。 <p>なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。</p>	<p>またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。</p> <p>※なお、議決を要する事項は、<u>地方自治法第96条第1項</u>に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。 ・政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めることを規定しています。 <p>なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>政策立案及び政策提言に係る手続については、要綱等において定めることとします。</u>

鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）第3条第4号及び第5号並びに第6条第4項第1号に規定する政策提言（以下「提言」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(提言の定義)

第2条 提言とは、議会が主体となって将来の鎌倉市の政策に関する立案を行い、その内容を取りまとめた文書（以下「提言書」という。）を市長等に送付することで政策の実現を目指すことをいう。

2 現行の政策に対する意見・要望等は、提言として取り扱わない。

(提言の方法)

第3条 議会は、次の方法により提言をまとめるものとする。

(1) 政策法務研究会等の政策研究活動における協議

(2) 議会報告会等において聴取した市民意見を踏まえた所管委員会における協議

(提言の要件)

第4条 提言書は、提出者を含め3名以上の議員が連署の上、随時、議長に提出できるものとする。

2 提言書には、提言に至った経過、目的及び提言事項を記載しなければならない。

(提言の手続)

第5条 議長は、提言書が提出されたときは、次の手続を経なければならない。

(1) 第3条第1号の提言については、議会全員協議会を開催し、出席議員の過半数の賛成により、提言の実施を決定すること。

(2) 第3条第2号の提言については、各派代表者会議を開催し、全会派一致により、提言の実施を決定すること。

(提言の送付手続)

第6条 市長等への提言の送付は、次のとおり行う。

(1) 議長は、市長等に提言内容を説明した後、提言書を手交する。

(2) 議長は、市長等に提言を送付したときは、提言書を会議システムにより全議員に配信するとともに、次回本会議における諸般の報告に登載するほか、市議会ホームページにおいて公表する。

(提言の効力)

第7条 議長が提言書を送付したときは、市長等に対し、提言の内容を尊重し、実施に努めるよう求めるものとする。

2 議長は市長等に対し、提言の採否について、報告を行うよう求めるものとする。

3 議長は、前項により市長等から報告が行われたときは、その内容を会議システムにより全議員に配信するとともに、次回本会議における諸般の報告に登載するほか、市議会ホームページにおいて公表する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、提言の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年〇月〇日から施行する。

(3) 議会改革を推進する政策法務研究会等の設置（「第2章 議会及び議員」）

【協議のポイント】

政策立案機能の向上と開かれた議会を進めるための研究会を常設し、議会として進めるべきロードマップを示した上で、その進行管理を行うことにより、不断の議会改革を進めることを目指す。

【審査における主な意見】

- ・ 議会改革に係る検討については、現在、議会運営委員会が担っており、屋上屋を架す形にならないような枠組みを考えるためには、もっと時間をかけて掘り下げた議論をする必要がある。
- ・ 議会として政策提言を目指し、その協議を行う場を設置することについては積極的な意義があると考えられるものの、議会改革については、議会運営委員会における具体的な議論を経て、一定の方向性が見えてから条例化すべきである。

【結論】

条文及び逐条解説の改正は行わないものの、議会改革を推進すべきであるという課題を共有するとともに、政策立案機能の向上と開かれた議会を進めるために必要な手法などについては、今後、議会運営委員会において議論を行い、その結果を踏まえた上で、改めて議会として検討していくべきであることを確認した。

(4) 原則公開とする会議について（第6条第2項）

【協議のポイント】

鎌倉市議会会議規則を改正し、「協議又は調整を行うための場」として「議会全員協議会」を規定したことに伴い、原則公開する会議としての位置づけを明確にするために、条文に追加するか、あるいは逐条解説に追加するか協議を行う。

【結論】

原則公開する会議として「議会全員協議会」を条文に追加するとともに、逐条解説において、「議会全員協議会」の説明として、鎌倉市議会会議規則第143条第1項に規定する「協議又は調整を行うための場」として設けた会議である旨を記載する。

- ・ 第6条第2項の条文改正 [p. 16 新旧対照表のとおり]
- ・ 第6条の逐条解説の改正 [p. 16 新旧対照表のとおり]

(5) 議決についての説明責任（第6条第3項）

【協議のポイント】

議会が市の方向性を決定づける議決機関であることを鑑みれば、議決結果は、個人や会派の見解を超えて議会全体で共有し、説明責任を果たすべきものである。個々の議員が議決結果について共通の説明を行うことができるよう、仕組みを整えることについて協議を行う。

また、条例本文には、表決、議決の意図が混在しており、整理し直す必要性について協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・表決に臨む態度を明らかにすべきであり、そのためには、自由討議を行うことや、委員会における意見表明、少数意見の留保という手続もあるため、一議員の意見を残す方法をトータルで考えればよい。
- ・条文に規定されているとおり、「各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するよう努める」ことによって、議会として「市民に対する説明責任を果たせる」ため、条文において、表決と議決が混在しているとは思わない。
- ・議案に反対するときは、本会議で討論を行うよう心がけており、討論を行い、表決に至る論点を明らかにすることによって、議会としての説明責任を果たせると考える。
- ・条文に関して違和感はなく、また各議員の意見については、委員会において意見を述べることで委員長報告に残すことができる。
- ・委員会で意見を残すか否か、また本会議で討論を行うか否かにかかわらず、議員の判断は表決に集約されるものであり、それよりも自由討議を活発に行うことが重要であると考えます。
- ・本会議や委員会の場だけではなく、いろいろなコミュニケーションの中で培われたものを踏まえて、議会で最終的な態度を表明するのが議員のあるべき姿と考える。
- ・議決について、一議員の考えではなく、議会全体として行う説明については、議会広報や委員長報告の内容を充実させることで実現可能と考える。

【結論】

条文及び逐条解説の改正は行わないものの、議決について議会として説明責任を果たすためには、委員間討議、討論などにより、十分な議論を尽くすことが重要であること、また、委員長報告を充実させるという観点から、委員会において意見表明を行うことの意義を改めて確認した。

(6) 市民意見を政策提言につなげていくことについて（第6条第4項第1号）

【協議のポイント】

令和元年度（2019年度）に試行的に、テーマを決めた形で意見聴取会を実施し、政策提言に向けて常任委員会で議論を行い、提言として取りまとめたことから、実現できた部分はあるものの、意見聴取会の開催日数や場所、多世代からの広範な意見の聴取という点について課題がある。

また、条文として「課題を認識すること」という表現については、提言に向けたプロセスが具体的ではなく、違和感があることから、条例改正も視野に入れた協議を行う。

【審査における主な意見】

＜政策提言について＞

- ・ 議会報告会・意見聴取会において出された市民意見について、常任委員会で協議し政策提言につなげた事例もあり、一歩進めている現状を踏まえれば、現状に合わせた条文に改正すべきである。
- ・ 上記の常任委員会の事例以外に市民意見を政策提言につなげられたものがなく、政策提言のプロセスを要綱等で定めることも検討すべきである。

＜議会報告会・意見聴取会の在り方について＞

- ・ 議会報告会・意見聴取会については、その開催に当たり、テーマ、対象者、実施回数など、取組の拡大を含めた検討を行うという観点から、努力規定を定めるなどの条文改正を行うべきである。
- ・ 政策提言につなげる取組を実践する中で見えてきた課題もあり、現状は過渡期にあることから、条文改正は行わず、議会広報委員会などにおいて、その在り方を検証する必要がある。

【結論】

意見の一致が見られなかったことから、条文及び逐条解説を改正するには至らなかったものの、議会報告会・意見聴取会で得られた市民意見を含め、市民意見をどのように政策提言につなげていくかということについては、今後もしかるべき場で議論を継続し、検討していかなければならないとする課題は共有された。

※なお、政策提言の実施については、「(2) 政策提言の強化」において「鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱」の制定を提案しています。（6ページ参照）

(7) 公聴会制度及び参考人制度の積極的活用（第6条第5項）

【協議のポイント】

政策サポーター（地域代表、若年層、女性等）や議会モニター（議会だよりの点検やウェブを使ったアンケート等）などの名称で、公聴会や参考人にかかわらず、常日頃から市民意見を聴取する仕組みをつくることについて協議を行う。

広く市民の意見を聴くことによって、市民意見を市政に反映させることができるとともに、このような仕組みを整えることにより、多世代の市民が政治に参加することへの契機になると考えられる。議会として広聴活動をより進めることを明文化したらどうか。

【審査における主な意見】

- ・常日頃から市民意見を聴取することは、個々の議員において、議員活動の中心となる部分として取り組んでおり、また、議会全体としては意見聴取会を開催しているところであり、まずは意見聴取会を充実させるべきである。
- ・市民意見の聴取は重要な課題であり、そのための様々な仕組みづくりをしていかなければならないものの、事案にもよるが公聴会や参考人の制度が活用されていない段階で、新たな制度を具体的に条文に規定していくことは難しい。
- ・新たな仕組みとして、政策サポーターの意義は認めるものの、サポーターをどのように選ぶかなど、考え方を整理した後で条例化を検討すべきである。
- ・常任委員会から政策提言を行ったり、また、議会全員協議会が「協議又は調整を行うための場」として会議規則に位置づけられたこともあり、市民の意見を聴取し、政策提言する場は整いつつある。今後、これらの場を活用していかなければならない。

【結論】

現状では、公聴会や参考人とは別の新たな制度を導入する段階ではなく、条文及び逐条解説の改正は行わない。

ただし、市民の意見や専門的な識見を活用し、議会における討議や政策提言につなげていくことは、議会として当然行うべきであるということを確認した。

(8) 請願・陳情提出者の意見陳述（第6条第6項）

【協議のポイント】

議会運営委員会で方向性が示された請願・陳情提出者の意見陳述を委員会の開催時間内に行うことについて、新たに条文として追加することを視野に入れた協議を行う。

【審査における主な意見】

<開催時間内に実施するメリット>

- ・市民参加という視点からも、請願・陳情提出者の意見陳述については、休憩中ではなく、委員会の開催時間内という公開の場で発言していただくほうがよい。
- ・意見陳述の内容を、委員会における公式の発言として、会議録や録画映像により記録として残すことができる。

<開催時間内に実施するに当たっての課題>

- ・請願・陳情提出者が発言することについては、地方自治法において想定されておらず、同法や標準会議規則に規定がない。
- ・地方自治法に規定されていない者の発言であることを踏まえ、個人情報に関する発言、誹謗中傷等の発言があったときの、会議録、生中継及び録画映像などの対応について定める必要がある。

【結論】

実施に向けた課題はあるものの、市民参加の視点からも開催時間内に行うべきであるとし、請願または陳情の提出者の発言を「趣旨説明」と定め、第6条に新たに条文を追加するとともに、逐条解説に説明を追加する。

また、逐条解説において、趣旨説明を行う際の委員会運営等に関する事項は要綱に定める旨を記載し、要綱の制定を提案する。

なお、要綱案に定めのない事項として、趣旨説明を行う者に対して費用弁償は行わない旨を確認した。

- ・第6条第6項の条文追加 [p. 16 新旧対照表のとおり]
- ・第6条の逐条解説の改正 [p. 16 新旧対照表のとおり]
- ・「鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明に関する実施要綱」の制定 [p. 18 要綱案のとおり]

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第6条>

改正前	改正後
<p data-bbox="293 339 678 371">第3章 市民と議会との関係</p> <p data-bbox="208 429 1104 550">第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="208 564 1039 596">2 議会は、本会議に加え、委員会を原則公開するものとする。</p> <p data-bbox="208 654 1104 775">3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。</p> <p data-bbox="224 790 1104 911">(1) 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。</p> <p data-bbox="224 925 1104 1002">(2) 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。</p> <p data-bbox="208 1016 1104 1137">5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。</p>	<p data-bbox="1227 339 1612 371">第3章 市民と議会との関係</p> <p data-bbox="1135 429 2031 550">第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="1135 564 2031 641">2 議会は、本会議に加え、<u>委員会及び議会全員協議会</u>を原則公開するものとする。</p> <p data-bbox="1135 654 2031 775">3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。</p> <p data-bbox="1151 790 2031 911">(1) 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。</p> <p data-bbox="1151 925 2031 1002">(2) 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。</p> <p data-bbox="1135 1016 2031 1137">5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。</p> <p data-bbox="1135 1152 2031 1273">6 <u>議会は、委員会において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願又は陳情の提出者から趣旨説明の申出があったときは、説明の機会を設けるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。 また、<u>常任委員会と常任委員会協議会も原則公開し、全員協議会は会議に諮って公開しています。</u> ・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとしします。 ・第9条に規定する議員間自由討議を<u>へて</u>市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとしします。 <p>※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。</p>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。 また、<u>鎌倉市議会委員会条例第19条の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、常任委員会協議会も常任委員会に準じて原則公開しています。さらに、鎌倉市議会会議規則第143条第1項に規定する協議又は調整を行うための場として設けた議会全員協議会も原則公開しています。</u> ・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとしします。 ・第9条に規定する議員間自由討議を<u>経て</u>市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとしします。 <p>※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>請願及び陳情は、市民の多様な意見を聞くことができるものであり、真摯に審査を行うこととしします。また、請願又は陳情の審査は、原則として文書により行いますが、本市議会では、文書では表現し切れない内容や提出者の意見などの趣旨を説明する機会を設けています。趣旨説明を行う際の委員会運営等に関する事項は、別途要綱に定めることとしします。</u>

鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）第6条第6項の規定に基づき実施する請願又は陳情の趣旨説明について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨説明の定義)

第2条 この要綱における趣旨説明とは、請願又は陳情が付託された委員会において、第5条第1項に規定する説明者が、願意に関する説明及び請願又は陳情を提出した者（以下「提出者」という。）の意見を述べることをいう。

(趣旨説明の実施)

第3条 趣旨説明は、委員会の開会中に行う。

(趣旨説明の申出及び申出書の提出)

第4条 提出者は、趣旨説明を行うことを希望するときは、請願又は陳情の提出時に議長に申し出ることとする。

2 前項の申出を行った者は、当該請願又は陳情が付託された委員会の開会前までに、提出者の記名押印又は署名のある趣旨説明申出書を議長に提出しなければならない。

3 第1項の申出を行った者が、趣旨説明を取りやめようとするときは、当該請願又は陳情が付託された委員会の開会前までに、その旨を口頭又は書面により議長に申し出なければならない。ただし、事故等やむを得ない事情により、当該請願又は陳情の審査を行う際に趣旨説明ができないときは、委員長の判断により、趣旨説明を実施しないこととする。

(趣旨説明を行う者)

第5条 趣旨説明を行う者（以下「説明者」という。）は、原則として提出者とする。ただし、提出者の記名押印又は署名のある委任状の提出があったときは、次の各号いずれかに該当する者に趣旨説明を委任することができる。

(1) 当該請願又は陳情が、法人格を持つ団体又は任意の団体の代表者から提出されたものであるときは、当該団体に所属する者

(2) 当該請願又は陳情の署名簿に署名した者

2 前項の規定にかかわらず、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成31年3月条例第32号）の趣旨に鑑み、合理的配慮が必要であり、かつ代理者による説明が特に必要であることについて書面による申出があった場合、当該請願又は陳情が付託された委員会がその必要性を認めるときは、代理者が趣旨説明を行うことができる。

3 説明者は、請願又は陳情1件につき1人とする。

(説明時間)

第6条 趣旨説明の時間は、請願又は陳情1件につき10分以内とする。ただし、同一内容又は同一趣旨の請願又は陳情が複数提出され、かつ委員会に付託された場合において、複数の提出者から趣旨説明の申出があったときは、当該請願又は陳情が付託された委員会の決定により、10分以内で複数人に趣旨説明を行わせることができる。

(説明者の発言)

第7条 説明者が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 説明者の発言は、第2条に規定する趣旨説明の範囲を超えてはならない。

3 説明者は、個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹

謗中傷や、名誉を棄損する発言を行ってはならない。

- 4 説明者の発言が第2項に規定する趣旨説明の範囲を超えたとき、又は前項に規定する発言があったときは、委員長は、説明者の発言を制止し、又は退席させることができる。

(発言の取消し及び訂正)

第8条 説明者から、委員会における発言を取消し又は訂正したい旨の申出があったときは、その会期中に限り、委員長において取消し又は訂正を認めるものとする。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

- 2 前項の申出があったとき、委員長は委員会に報告するものとする。

(説明者に対する質疑)

第9条 趣旨説明が終了した後、委員は、説明者に対して質疑を行うことができる。

- 2 説明者は、委員に対して質疑を行うことはできない。

(説明者の氏名の会議録記載)

第10条 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）第24条第1項に規定する会議録において説明者の発言内容を記載するときは、その氏名を記載するものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、請願又は陳情の趣旨説明に関し必要な事項については、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

付 則

この要綱は、令和3年〇月〇日から施行する。

(9) 必要な報告・情報提供、意思決定の尊重（第7条第1項）

【協議のポイント】

政策については、執行部からの報告や説明を踏まえて議決することとなり、その説明や報告は十分なものでなければならないことから、特に重要な政策等については、執行部から速やかな報告や必要な情報提供を行うことについて努力規定を定めるか協議を行う。

さらに、市長等が政策を決定する過程において、議会の意思は尊重されるべきであり、議決結果はもとより、決議、附帯意見及び委員長報告に全会一致で盛り込まれた意見などについて、市長等が尊重するよう努力規定を定めるか協議を行う。

【審査における主な意見】

<必要な情報提供について>

- ・ 現行の条文が、政策等の形成過程を明らかにするよう「求めることができる」という書き方であるのに対して、努力規定を定めることは、市長と議会との関係を見ると検討の余地がある。
- ・ 議会の議決結果に対する説明責任を深める意味でも、政策に関する情報提供をしてもらう仕組みづくりは必要であり、条文に規定するべきである。
- ・ 当該条項は「議会は」から始まる、議会を主体とした条文であるため、執行部を制約する文言を追加することはなじまないのではないか。

<議決結果、決議等の尊重について>

- ・ 議決結果については重く受け止めるべきであると考えますが、議員個人の意見や委員会の意見は、議決結果とは異なることもあるため、市長部局としてもどのように受け止めるか、難しいのではないかと。
- ・ 一般質問などにおいて、議員から改善の問題提起がされたことについて、十分に耳を傾けて尊重することは、ある意味、当たり前のことであるが、努力規定として明文化するにはそぐわない。
- ・ 議会からの意見をどう扱うかということが、全て市長側の権限に委ねられていることは地方自治制度上の問題であるため、努力規定を議会基本条例に盛り込むことは難しいと考える。
- ・ 地方自治制度上は議決結果が全てであって、条文を改正する必要がないと考える。決議などについて理事者が尊重するのは当然のことである。
- ・ 議会側には、議案に対する議決権や修正権しかないからこそ、行政執行上の意見を出すのであり、議会としてまとまった意見について、執行部側に尊重を求めるは当然であって、努力規定を条文に定めることを検討すべきである。

【結論】

条文の改正は行わないものの、現行の逐条解説において、必要な情報提供を求める「重要な政策等」を限定的に記載していることから、その対象を広く捉えることができるよう改めるとともに、市長等は速やかな情報提供や報告に努める旨を追記するほか、重要な政策等について議会の意思を示した決議や全会一致で付した意見など、議会の判断を市長等が尊重するよう努めることを求める旨を追記する。

- ・ 第7条の逐条解説の改正〔p.23 新旧対照表のとおり〕

(10) 反問権について（第7条第7項）

【協議のポイント】

鎌倉市議会反問権の行使に関する要綱では、議員の一般質問及び質疑の趣旨の確認、または内容及び政策をどう考えるかについての確認のために反問権を行使できると規定されているものの、反問権が行使されないまま議論が進み、かみ合わない答弁が行われることがある。要綱の見直しを含め、議論を活発に行うために反問権実施のハードルを下げることや、行使できる内容の範囲の拡充について協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・一般質問や委員会における質疑において、質問や質疑の趣旨が理解できなかったとき、理事者が趣旨確認のための反問権を行使せず、議論がかみ合わないまま質問や質疑が進行されることがある。
- ・現在の条例及び要綱に基づく運用では、理事者は議長または委員長の許可を得てから反問権を行使することとしているが、議長または委員長の許可を得ることをためらい、反問権を行使しづらいということが考えられる。
- ・理事者が質問や質疑の趣旨確認を行った事例はあるものの、政策をどう考えるかについての確認のための反問権が行使されたことはない。

【結論】

上記のような運用面の課題が挙げられたものの、条文の改正及び鎌倉市議会反問権の行使に関する実施要綱の改正は行わず、逐条解説に記載のとおり、議会での議論の活性化及び政策的な議論を深めることを目的として、理事者等が議員の質問または質疑の趣旨や内容確認のために発言（反問）できること、並びにその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定した本条項の趣旨を、理事者等に対して機会あるごとに徹底することを確認した。

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第7条>

改正前	改正後
<p data-bbox="293 339 707 371">第4章 市長等と議会との関係</p> <p data-bbox="208 429 1104 504">第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。</p> <p data-bbox="208 520 1104 595">2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p data-bbox="208 611 1104 686">3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。</p> <p data-bbox="208 702 1104 777">4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。</p> <p data-bbox="208 793 1104 868">5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。</p> <p data-bbox="208 884 1104 959">6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。</p> <p data-bbox="208 975 1104 1091">7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p data-bbox="232 1150 322 1182">【解説】</p> <p data-bbox="224 1198 1104 1361">・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、<u>議会が必要な情報を求めることができることを規定しています。</u>なお、本条ではその対象を「重要な政策等」としており、<u>主要な行政計画などについてその都度個々に判断することになります。</u></p>	<p data-bbox="1227 339 1641 371">第4章 市長等と議会との関係</p> <p data-bbox="1135 429 2031 504">第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。</p> <p data-bbox="1135 520 2031 595">2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p data-bbox="1135 611 2031 686">3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。</p> <p data-bbox="1135 702 2031 777">4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。</p> <p data-bbox="1135 793 2031 868">5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。</p> <p data-bbox="1135 884 2031 959">6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。</p> <p data-bbox="1135 975 2031 1091">7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p data-bbox="1160 1150 1249 1182">【解説】</p> <p data-bbox="1151 1198 2031 1361">・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、<u>議会が判断するに当たり、市長等に対して必要な情報提供や報告を求めることができる旨を規定しており、市長等は速やかな情報提供や報告に努めることとします。</u></p>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。 ・ 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとします。 ・ 質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします）。 ・ 議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。 <p>※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を質すために行う発言のことをいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><u>その上で、重要な政策等について議会の意思を示した決議や全会一致で付した意見など、議会の判断を市長等が尊重するよう努めることを求めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。 ・ 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとします。 ・ 質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします。（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします。） ・ 議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。 <p>※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を^{ただ}質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を^{ただ}質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を^{ただ}質すために行う発言のことをいいます。</p>

(11) 自由討議について（第9条）

【協議のポイント】

鎌倉市議会自由討議実施要綱において詳細な手続を規定しているものの、現状、委員間討議はあまり実施されておらず、質疑及びその答弁だけでは議論の要素としては不十分なことや、事前の論点整理や委員間討議を実施するタイミングに課題があることから、委員間討議の手続、運営方法について協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・ 鎌倉市議会自由討議実施要綱第4条第1項から第3項において、委員長が論点の整理を行い、論点ごとの争点の有無を確認した上で、争点がある論点に絞って自由討議を行うこととされており、運用上の制約が多いことから、自由討議が活発に行われたいのではないかと懸念されている。
- ・ 同要綱第4条第4項において、自由討議が終結した後に意見開陳を行うこととされているが、各委員の意見が明確ではない段階で争点を確認することは難しいため、例えば自由討議と意見開陳の実施順序を入れ替えることができれば、自由討議が活発に行われるのではないかと懸念されている。
- ・ 意見開陳は、採決に臨む委員が賛成又は反対の態度を表明する場であり、意見開陳を行った後に自由討議を行うことは、その性質上なじまない。
- ・ 自由討議の中で議論を深めた後に、各委員から意見開陳を行うことで、委員会の審査がより深まるのではないかと懸念されている。

【結論】

条文の改正は行わないが、自由討議が活発に行われたい現状における運用上の課題を踏まえ、鎌倉市議会自由討議実施要綱を改正することを提案し、自由討議の活性化を目指す。

- ・ 「鎌倉市議会自由討議実施要綱」の改正を提案〔p.26 新旧対照表（案）のとおり〕

鎌倉市議会自由討議実施要綱・新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市議会自由討議実施要綱 平成26年12月17日議会告示第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例(平成26年12月条例第25号)第9条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開始)</p> <p>第2条 自由討議は、委員会において委員長又は委員の発議により開始する<u>ものとする。</u></p> <p>(発言者等)</p> <p>第3条 発言者は、委員長が指名する。</p> <p>2 <u>市長等及びその補助職員(以下「理事者」という。)は、委員長</u></p>	<p>○鎌倉市議会自由討議実施要綱 平成26年12月17日議会告示第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例(平成26年12月条例第25号)第9条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自由討議の実施手順等)</p> <p>第2条 自由討議は、委員会において、<u>市長等及びその補助職員(以下「理事者」という。)</u>への質疑が終結した後、委員長又は委員の発議により開始<u>することができる。</u></p> <p>2 <u>自由討議において、委員長又は委員は、議案等の理解を深めるため、他の委員の理事者への質疑及びそれに対する答弁を踏まえ、当該委員に対して、その趣旨を確認し、又は、見解を聞くことができる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、各委員が述べた論点を明確にするよう、討議の整理に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>委員は、自由討議の後に行う意見開陳において、自らの立場を明らかにした上で意見を述べるよう努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>委員長は、自由討議が終結したと認めるときは、委員からの意見開陳の後、議案等の採決を行う。</u></p> <p>(発言者等)</p> <p>第3条 発言者は、委員長が指名する。</p> <p>2 <u>自由討議において、委員長が必要と認めるとき、又は委員から申</u></p>

改正前	改正後
<p><u>が自由討議の開始を宣言した後は発言に加わらないものとする。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 自由討議の間、理事者の退席は行わないものとする。 <u>(討議の論点整理等)</u></p> <p><u>第4条 委員長は、理事者による議案等の説明及び質疑に対する答弁を受け、自由討議に付すべき論点の整理を行うものとする。</u></p> <p><u>2 委員長は、前項の論点ごとに、争点の有無を確認する。</u></p> <p><u>3 委員長は、争点がある論点に絞り、委員間で自由討議を行うものとする。</u></p> <p><u>4 委員長は、自由討議における質疑が終結したと認めたときは、委員の意見をまとめた後、議案等について採決を行う。</u> <u>(討議時間)</u></p> <p>第5条 自由討議の討議時間は、おおむね30分以内とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。 <u>(会議の公開)</u></p> <p>第6条 自由討議については、鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）第19条の規定の適用を受けるものとする。 <u>(この要綱に定めのない事項)</u></p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、自由討議の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。</p>	<p><u>出があるときは、理事者に発言を求めることができる。</u></p> <p>3 自由討議の間、理事者の退席は行わないものとする。 【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p><u>(討議時間)</u></p> <p>第4条 自由討議の討議時間は、おおむね30分以内とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。 <u>(会議の公開)</u></p> <p>第5条 自由討議については、鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）第19条の規定の適用を受けるものとする。 <u>(この要綱に定めのない事項)</u></p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、自由討議の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。</p>

(12) 議会事務局について（第11条）

【協議のポイント】

議会が政策立案機能及び行政への監視・牽制機能を強化すべきという観点については共通の認識に立っており、そのためには、議会事務局の法制面における機能強化を図ることが必要である。

協働のパートナーという位置づけの記載も含め、条例改正に向けた協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・法制担当の設置や、議会事務局を議会活動の協働のパートナーと位置づけるなど、議会事務局のさらなる充実強化を図るため、人員体制を充実させる旨の規定を条文に盛り込むべきである。
- ・現行の条文においては、議会事務局について、政策立案や監視・牽制機能の強化といった一面が規定されているが、これ以外の職務も総体的に表現するよう、条文改正を行うべきである。
- ・「議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする」という現行の条文は、包括的であり、現状の方向性と合致しているため、条文改正は不要である。

【結論】

条文改正について意見の一致が見られなかったことから、条文改正は行わないものの、逐条解説において、議会事務局の職務を総体的に表現するとともに、議会事務局の位置づけを明確にするような記載を盛り込むこととする。

- ・第11条の逐条解説の改正〔p. 29 新旧対照表のとおり〕

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第11条>

改正前	改正後
<p>(議会事務局)</p> <p>第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局は、地方自治法の規定により議会に設置できるとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。 <p>政策立案や政策提言を行うに当たり、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が<u>必要となるため、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。</u></p>	<p>(議会事務局)</p> <p>第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により議会に設置できるとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務（市議会の運営、会議録の作成等）を行っています。 <p><u>また、政策立案機能の向上を図るために、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となり、議会事務局職員にもそのための専門性が求められます。</u></p> <p><u>さらに、市民の声を反映した政策の実現や、議会に対する市民の理解と関心を高めるため、議会からの情報発信と広聴活動を充実させ、開かれた議会を目指し、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。</u></p>

(13) 議員研修会の開催について（第13条第2項）

【協議のポイント】

本条の趣旨は、各分野の専門家を講師として招き、市民も参加できる開かれた研修会とすることであり、既にそのとおり実施していることから取組は十分であるものの、取組の内容を根拠づけるには条文の文言の整理が必要であることから、条例改正に向けた協議を行う。

【結論】

議員研修会を市民等に公開して実施している現状を踏まえれば、条文の「市民等との研修会」という記載は実態に沿わないため、条文を改正し、市民等へ原則公開することを明記するとともに、逐条解説の文言の整理を行うこととする。

なお、本件による条文改正により、鎌倉市議会議員研修実施要綱第5条の規定については、整合を図るための改正が必要となる。

- ・ 第13条第2項の条文改正 [p. 31 新旧対照表のとおり]
- ・ 第13条の逐条解説の改正 [p. 31 新旧対照表のとおり]

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第13条>

改正前	改正後
<p>(議員研修)</p> <p>第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の<u>専門家及び市民等との研修会の開催に努めるものとする。</u></p> <p>3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。 ・前項に定める議員研修では、幅広い分野の<u>専門家や多様な層の市民との研修会を開催することを規定しています。市民の研修会への参加については、別途要領等を作成することとします。</u> ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。 	<p>(議員研修)</p> <p>第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の<u>専門家等を招いて研修会を開催するとともに、市民等に原則公開するものとする。</u></p> <p>3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。 ・本条第2項において、議員研修は、幅広い分野の<u>専門家等を招いて開催することを規定しています。あわせて、市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、市民の研修会への参加を進めることとし、鎌倉市議会議員研修実施要綱（平成26年12月制定）により、市民等に原則公開することを規定しています。</u> ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。

(14) 議会における専門性の向上（第16条）

【協議のポイント】

弁護士その他の専門的知見を有する者への相談について、政策法務研究会において実施されてはいるが、委員会で行う所管事務調査など、議会として活用することを逐条解説に盛り込むほか、もう一步踏み込んで、地方自治法第100条の2による専門的事項に関する調査や民間研究機関や大学等との連携を図ることで活用の幅を広げることについて協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・ 現在、具体的な案件がない中で、民間研究機関や大学等との連携を図る枠組みを盛り込む必要があるのか。
- ・ 議会基本条例評価・検証協議会において、条文はそのまま、学識経験者等の識見を積極的に活用していくべきであるという検証結果が出されているため、条例改正を行う必要はない。
- ・ 激動の時代において、専門的かつ複雑な知識が必要であり、そうした知識を持つ方から意見をもらうことは重要であるものの、あくまでもこの条文にのっとり進めていくことであり、それ以上のものを追加する必要はない。
- ・ 条文の改正を行う必要はないが、現在の政策法務相談の予算では、継続的に識者を呼んで議論することが困難であるため、予算に厚みを持たせて、学識経験者と議論する場を設けるよう検討すべきである。

【結論】

条文及び逐条解説の改正は行わないものの、条文にのっとり、今後さらに議会における専門性の向上を高めるために、学識経験者等の識見を積極的に活用すべきであることを確認した。

(15) コンプライアンス（第17条）

【協議のポイント】

現行の議員倫理基準は平成24年（2012年）に制定したものであるが、時代の要請に応じて追加すべき内容があると考えられることから、コンプライアンス、セクハラ・パワハラ、SNS等の濫用防止を明記し、議会の自浄作用を働かせるための改正を行うことについて協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・昨今の状況を踏まえると、ハラスメントなどについては、議会においても考えていくべき問題である。
- ・時代の変化の中で、議員倫理基準に様々な事案を加味することは必要であるが、当委員会ではなく、別の場で検討していくべきである。
- ・SNSの利用については、表現の自由や基本的人権の尊重などのバランスの中で考えるべきものであるが、この問題を含め、議員倫理基準については、議会全体として別の機会で一定の整理をする必要がある。

【結論】

条文及び逐条解説の改正は行わないものの、議員倫理基準については、各派代表者会議等において検証を行い、必要に応じて見直しを行うべきであることを確認した。

(16) 議会BCPの策定（第20条）

【協議のポイント】

令和元年（2019年）9月に策定した「鎌倉市議会業務継続計画（議会BCP）」及び議会BCPに基づく議会災害対策会議の設置や議員の役割（地域の一員として、市民の安全確保や救助・救援活動に従事する）について、条例に位置づけることの協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・ 議会BCPの位置づけや運用の仕方については、まだ十分な議論が必要であり、考え方を整理してから議会基本条例に規定すべきである。
- ・ 議会BCPにおいて一番重要な点である、大きな災害が発生したときに、議会としての機能を果たすというところを議会基本条例に規定すべきである。
- ・ 議会基本条例には、災害時の対応について規定されていないため、議会BCPによる対応を行うことを規定するのはよい。
- ・ 議会BCPは必要不可欠なものであり、計画を動かすための根拠として、議会基本条例に位置づけるべきであるものの、計画の中身については議論の余地がある。

【結論】

議会BCPの策定を含む、議会の災害対策及び災害復旧活動について、新たに章立てをした上で条例に規定し、逐条解説を追加する。

- ・ 章（第8章 災害対策及び災害復旧活動）及び条文（第20条）の追加 [p. 35 新旧対照表のとおり]
- ・ 逐条解説（第20条）の追加 [p. 35 新旧対照表のとおり]

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第20条>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>第8章 災害対策及び災害復旧活動</u></p> <p><u>第20条 議会は、大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時においては、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるために、必要な体制を構築し、執行機関と協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うこととする。</u></p> <p><u>2 議会は、前項の目的を達成するために、鎌倉市議会業務継続計画を定める。</u></p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・二元代表制の一翼を担う議会は、一義的には議決機関であり、執行機関を監視する役割を有しますが、大規模災害等が発生した際には、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるため、議会の役割や権能に捉われない対応が必要です。そのような中で、議会及び執行機関（市）が協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うことを目的として、鎌倉市議会業務継続計画（以下「議会BCP」といいます。）を策定しています。</u> <u>・議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、鎌倉市議会災害対策会議を設置します。同会議においては、地域の被災状況や救助・救援状況に係る情報、並びに市民や避難所等から聴取した意見・要望などについて議会として共有し、鎌倉市災害対策本部へ情報提供を行うほか、市本部からの災害関連情報を議員へ伝達</u>

改正前	改正後
	<u>するなどを行います。</u>

(17) 検証結果の公表（第21条）

【協議のポイント】

議員の任期を通じて議会改革や政策提言を進めるに当たり、議会が行っていることを市民に知っていただくことで、議会の存在価値を高めることができるため、議会基本条例の検証については、内部検証、外部検証を問わず、結果を市民に公表する旨の規定を設けることについて協議を行う。

【審査における主な意見】

- ・ 条例に追加し、検証結果を適切に公表していくべきである。
- ・ 任期である4年のうち1回は条例の検証を行う旨を条文に盛り込むのがよい。
- ・ 現行の条文において検証は義務とされているので、あえて4年に1回と書かなくてもよい。
- ・ 検証結果については公表するのが当然であるが、条文ではなく、逐条解説に追記すればよい。

【結論】

条文の改正は要しないが、検証結果について公表する旨を逐条解説に記載する。

- ・ 第21条の逐条解説の改正 [p. 38 新旧対照表のとおり]

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <第21条>

改正前	改正後
<p data-bbox="293 336 703 368">第8章 条例の検証及び見直し</p> <p data-bbox="206 427 1104 504"><u>第20条</u> 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="232 563 320 595">【解説】</p> <ul data-bbox="226 608 1104 818" style="list-style-type: none"> ・本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを<u>規定しています。</u> ・検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを定めています。 	<p data-bbox="1227 336 1637 368">第9章 条例の検証及び見直し</p> <p data-bbox="1142 427 2040 504"><u>第21条</u> 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="1169 563 1256 595">【解説】</p> <ul data-bbox="1162 608 2040 818" style="list-style-type: none"> ・本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを<u>規定しており、検証を行ったときは、その結果を公表することとします。</u> ・<u>また、</u>検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを定めています。

(18) その他（付則）

【結論】

付則に係る逐条解説において、制定時の記載のままであったものを時点修正する。

- ・ 付則に係る逐条解説の改正〔p. 40 新旧対照表のとおり〕

鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表 <付則>

改正前	改正後
<p data-bbox="293 336 383 368">付 則</p> <p data-bbox="253 427 309 459">(略)</p> <p data-bbox="253 518 712 550">(鎌倉市議会委員会条例の一部改正)</p> <p data-bbox="215 563 1099 639">2 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p data-bbox="264 652 629 684">第19条を次のように改める。</p> <p data-bbox="309 697 510 729">(委員会の公開)</p> <p data-bbox="264 742 1099 818">第19条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。</p> <p data-bbox="232 877 322 909">【解説】</p> <p data-bbox="224 922 1099 999">・ 本条例第6条第2項で、<u>委員会</u>を原則公開としましたので、委員会条例の関係規定においても、<u>所要の改正を行う</u>ものです。</p>	<p data-bbox="1227 336 1317 368">付 則</p> <p data-bbox="1187 427 1243 459">(略)</p> <p data-bbox="1187 518 1646 550">(鎌倉市議会委員会条例の一部改正)</p> <p data-bbox="1149 563 2033 639">2 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p data-bbox="1198 652 1563 684">第19条を次のように改める。</p> <p data-bbox="1243 697 1444 729">(委員会の公開)</p> <p data-bbox="1198 742 2033 818">第19条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。</p> <p data-bbox="1167 877 1256 909">【解説】</p> <p data-bbox="1158 922 2033 1043">・ 本条例第6条第2項で委員会を原則公開としましたので、<u>鎌倉市議会委員会条例</u>の関係規定においても、<u>本条例の制定時に</u>所要の改正を<u>行った</u>ものです。</p>

改正前	改正後
<p>(鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)</p> <p>3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年8月条例第55号）は、廃止する。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決すべき事件として指定された事務が、<u>現在では</u>いずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、<u>廃止するもの</u>です。 	<p>(鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)</p> <p>3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年8月条例第55号）は、廃止する。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決すべき事件として指定された事務が、いずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、<u>本条例の制定時に廃止</u>したものです。

4 議会基本条例の改正に関する特別委員会・審査経過一覧表

令和2年（2020年）

	開催日	審査内容
第1回	6月24日	1 正・副委員長の選任について
第2回	7月10日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 今後の進め方について (2) 各項目についての検討
第3回	7月29日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) 前回に引き続き検討を行う項目 (3) 新たに検討を行う項目
第4回	8月11日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) 新たに検討を行う項目
第5回	8月25日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) 前回に引き続き検討を行う項目 (3) 新たに検討を行う項目
第6回	10月7日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) 前回に引き続き検討を行う項目 (3) 新たに検討を行う項目
第7回	10月28日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) 新たに検討を行う項目
第8回	11月18日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 前回検討が終了した内容の確認 (2) パブリックコメントの実施について

令和3年（2021年）

	開催日	審査内容
第9回	1月14日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) パブリックコメントの実施結果の概要について (2) 意見に対する市議会の考え方について
第10回	1月25日	1 議会基本条例の改正に向けた検討及び審査 (1) 意見に対する市議会の考え方について (2) 条文及び逐条解説の字句の修正について (3) 審査結果報告書について (4) 条例改正議案について (5) 委員長報告について (6) 条例改正議案の提案理由説明について

5 議会基本条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

(1) 募集期間

令和2年（2020年）12月1日（火）から令和3年（2021年）1月4日（月）まで

(2) 周知方法

- ア 広報かまくら（12月1日号）への掲載
- イ 市議会ホームページへの掲載
- ウ 市議会フェイスブックへの掲載
- エ 議会事務局（市役所本庁舎2階）、市役所本庁舎1階ロビー、各図書館及び鎌倉生涯学習センターにおける資料配架

(3) 意見提出総数

4通

(4) 意見受付方法

- ア 郵送 2通
- イ 電子メール 2通

(5) 特記事項

頂いた意見及び意見に対する市議会の考え方については、市議会ホームページ (<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>) に掲載しています。

6 議会基本条例の改正に関する特別委員会・委員名簿

委員名	会派名	備考
納所輝次	公明党鎌倉市議会議員団	委員長
山田直人	鎌倉みらい	副委員長
高野洋一	日本共産党鎌倉市議会議員団	
伊藤倫邦	自由民主党鎌倉市議会議員団	
河村琢磨	鎌倉のヴィジョンを考える会	
保坂令子	神奈川ネットワーク運動・鎌倉	
日向慎吾	鎌倉夢プロジェクトの会	

鎌倉市議会基本条例

平成26年12月11日
鎌倉市条例第25号

目次

前文
第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 議会及び議員（第3条―第5条）
第3章 市民と議会との関係（第6条）
第4章 市長等と議会との関係（第7条・第8条）
第5章 議会の機能強化（第9条―第16条）
第6章 政治倫理（第17条）
第7章 議員定数及び議員報酬（第18条・第19条）
第8章 災害対策及び災害復旧活動（第20条）
第9章 条例の検証及び見直し（第21条）
付則

鎌倉は、海と山の美しい自然環境と、ゆたかな歴史的遺産に恵まれた古都である。また、全国に先駆けて昭和33年に平和都市であることを宣言し、昭和48年には議会基本条例の底流をなす鎌倉市民憲章を制定した。

今日まで市民・議会・行政の連帯と友愛を深め、理想のまちに向かって市政を運営してきたが、地方分権時代における市民自治の確立のために、議会の権能と責務を再確認する必要がある。

もとより議会は、日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、公選により選ばれた市民の代表者である議員による議会制民主主義を具現する場であり意思決定機関であるとともに、行政に対して監視と牽制の権能を有する。

議会は、そうした権能を遺憾なく発揮し、多種多様かつ増大する市民からの要望に対し、限られた財源の中での的確に対応することが求められている。

目まぐるしく変化する社会情勢の中でいかに市民福祉の向上を図るかの命題に対し、議員一人ひとりが信頼に足る高い倫理意識をもち、積極的な政策立案及び政策提言を行える政策形成能力を高めていかなければならない。

そのためには、自由闊達で透明性の高い議論を進めてより開かれた議会運営を目指し、議員自身が不断の自己研鑽に取り組んでいく必要がある。

将来にわたり、鎌倉市議会が市政発展の礎となることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）と議会との関係等、議会について必要な基本事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・この条例は、二元代表制の下、情報公開と市民参画を基本とした、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、分権と自治の時代に求められる市議会の活性化と充実のために、役割等必要な基本的事項を規定しています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【解説】

- ・議会における最高規範であることを規定しています。
- ・議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図らなければならない旨、規定しています。

第2章 議会及び議員

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。
- (3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。
- (4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。

【解説】

- ・ 議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。
 - ・ 議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。
- ※なお、議決を要する事項は、地方自治法第96条第1項に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。
- ・ 本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。
 - ・ 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めることを規定しています。
- なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。
- ・ 政策立案及び政策提言に係る手続については、要綱等において定めることとします。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じて、その役割を果たすこと。
- (2) 議会の構成員として、行政への監視と牽制^{けんせい}の機能を強化する観点から調査研究を行い、行政を監視すること。
- (3) 条例の制定又は改廃など、議案提出権を積極的に行使すること。
- (4) それぞれの地域又は団体などの多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、市民全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (5) 議会が合議制の機関であることを認識し、会議において、議員同士が積極的に議論し結論を出す環境づくりをすること。

【解説】

- ・ 議会を構成する議員は、議会に与えられた権能と権限を最大限発揮して、地方自治の本旨である住民福祉の向上を目指すさまざまな活動が求められています。
- 本条は、前条の議会の活動原則とともに、議員活動の基本的事項を定めるとともに、合議機関として、自由な討議を通じ、市民全体の福祉の増進を図らなければならないと規定しています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて調整を行って合意形成に努めるなど、円滑な議会運営を図るものとする。

【解説】

- ・ 会派とは、本市議会では2人以上の政策を中心とした同一の理念を共有する所属議員を有する団体であり、会派を基本とした議会運営を行うことを規定しています。
- ・ 会派に属する議員は、代表質問を行うこと及び議会運営委員会の委員となり議会運営に関する協議を行うことができます。

第3章 市民と議会との関係

第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

2 議会は、本会議に加え、委員会及び議会全員協議会を原則公開するものとする。

3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。

4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。

(1) 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。

(2) 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。

5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

6 議会は、委員会において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願又は陳情の提出者から趣旨説明の申出があったときは、説明の機会を設けるものとする。

【解説】

・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。また、鎌倉市議会委員会条例第19条の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、常任委員会協議会も常任委員会に準じて原則公開しています。さらに、鎌倉市議会会議規則第143条第1項に規定する協議又は調整を行うための場として設けた議会全員協議会も原則公開しています。

・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとします。

・第9条に規定する議員間自由討議を経て市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとします。

・市民意見の聴取及び収集並びに地方自治法に規定されている「公聴会」及び「参考人」の制度を活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討論に反映させるよう努めることを規定しています。

※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。

・請願及び陳情は、市民の多様な意見を聞くことができるものであり、真摯に審査を行うこととします。また、請願又は陳情の審査は、原則として文書により行いますが、本市議会では、文書では表現し切れない内容や提出者の意見などの趣旨を説明する機会を設けています。趣旨説明を行う際の委員会運営等に関する事項は、別途要綱に定めることとします。

第4章 市長等と議会との関係

- 第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。
- 2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
 - 3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。
 - 4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。
 - 5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。
 - 6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。
 - 7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- ・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、議会が判断するに当たり、市長等に対して必要な情報提供や報告を求めることができる旨を規定しており、市長等は速やかな情報提供や報告に努めることとします。
その上で、重要な政策等について議会の意思を示した決議や全会一致で付した意見など、議会の判断を市長等が尊重するよう努めることを求めます。
 - ・市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。
 - ・議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとしします。
 - ・質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします。（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします。）
 - ・議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。
- ※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を質すために行う発言のことをいいます。

(議決事件の追加)

第8条 法第96条第2項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、特に重要性の高い計画等の策定又は変更など、新たに議決項目とする場合には別途条例で定めることを規定しています。
- ・ 本市では、次の議決事件が定められています。
 - (1) 名誉市民の選考；鎌倉市名誉市民条例（昭和26年10月条例第43号）
 - (2) 基本構想又は基本計画の策定又は変更；鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）

第5章 議会の機能強化

(自由討議)

第9条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。

2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

【解説】

- ・ 第4条で規定された議員の活動原則、つまり議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じてその役割を果たすこと、また議会が合議制の機関であることを認識し、積極的に議論を行い、合意形成に努め結論を出す環境づくりが求められています。
- これらを実現するため、第1項で、実質的な審査が行われる場である委員会の会議において、議案等の審査の際に必要なに応じて委員同士の自由討議の機会を設けること、第2項で、自由討議を積極的に行うための委員長の議事整理について定めています。

(政務活動費の活用等)

第10条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。

2 会派又は議員は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月条例第38号）に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【解説】

・政務活動費は、議員の調査研究等に役立てるため、地方公共団体が会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月制定）に基づき交付されています。

ここでは、会派又は議員が政務活動費を有効に活用し積極的に調査研究等を行うことを定めていますが、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に規定する経費の範囲内における適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

なお本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、すべての支出に係る領収書、視察研修に関する報告書等の写しを公開し、使途の説明に努めています。

(議会事務局)

第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。

【解説】

・議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により議会に設置できることとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務（市議会の運営、会議録の作成等）を行っています。

また、政策立案機能の向上を図るために、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となり、議会事務局職員にもそのための専門性が求められます。

さらに、市民の声を反映した政策の実現や、議会に対する市民の理解と関心を高めるため、議会からの情報発信と広聴活動を充実させ、開かれた議会を目指し、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。

(議会図書室)

第12条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、一般の利用も含め、活用を図るものとする。

【解説】

- ・地方自治法第100条第19項の規定により、議会は議会図書室を設置することとされており、本市議会は鎌倉市議会図書室規程（昭和45年6月制定）を設けて図書室の管理等について必要事項を定めています。本条では、議会図書室が議員の調査研究に資するものとなるよう、図書、資料等の整備・充実を図るとともに、市民の利活用を促進することを規定しています。

(議員研修)

第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等を招いて研修会を開催するとともに、市民等に原則公開するものとする。
- 3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。

【解説】

- ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。
- ・本条第2項において、議員研修は、幅広い分野の専門家等を招いて開催することを規定しています。あわせて、市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、市民の研修会への参加を進めることとし、鎌倉市議会議員研修実施要綱（平成26年12月制定）により、市民等に原則公開することを規定しています。
- ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。

(議会広報)

第14条 議会は、議会活動に係る情報の公開並びに市民意見の聴取及び収集のため、議員で構成する議会広報委員会を設置するものとする。

【解説】

- ・議会は、第6条（市民と議会との関係）で規定している情報の発信を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、多様な方法で市民の意見聴取及び収集を行って双方向での情報共有化を目指します。そのために議会広報委員会を設置し、議会独自の視点から取り組むことを規定しています。

(予算の確保)

第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

- ・二元代表制の趣旨を踏まえて、議会在議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めることとしています。

(専門的識見の活用)

第16条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、学識経験者等の識見を効率的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

- ・議会は、政策立案機能並びに議案の審査及び市の事務に関する調査等を通じた監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のために、学識経験者等（個人、法人、団体等）の専門的事項に関する識見を効率的に活用するよう努めることを規定しています。
- ・本市議会では、鎌倉市議会政策法務の相談に関する規程（平成25年7月制定）を定めています。

第6章 政治倫理

第17条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、別に定める政治倫理基準を遵守し、行動しなければならないものとする。

【解説】

- ・議員は、政治倫理基準を遵守し、倫理的義務を低下させてはならないことはもとより、品位を保持しその向上を図らなければならないと規定しています。
- ・本市議会では、鎌倉市議会議員倫理基準（平成24年8月制定）を定めています。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第18条 議員定数は、鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月条例第13号）で定める。

- 2 議員定数の改定に当たっては、市政の現状や課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

【解説】

- ・議員定数は、鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月制定）で定められています。
- ・議員定数の改定に当たっては、市政における現状、市の抱える課題並びに市の将来予測による展望を踏まえて決められるべきであるとしています。
- ・また、市民への説明責任を果たす観点からも、市民等の意見を聴取し、討議に反映させるよう努めるものと規定しています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）で定める。

- 2 議員提案による議員報酬の改定に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

【解説】

- ・議員報酬は、鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月制定）で定められています。
- ・議員報酬は、議員活動への対価であり、市政における現状、市の抱える課題並びに市の将来予測による展望等、多岐にわたる議員活動の状況を踏まえて決められるべきであるとしています。
- ・また、市民への説明責任を果たす観点からも、市民等の意見を聴取し、討議に反映させるよう努めるものと規定しています。

第8章 災害対策及び災害復旧活動

第20条 議会は、大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時においては、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるために、必要な体制を構築し、執行機関と協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うこととする。

2 議会は、前項の目的を達成するために、鎌倉市議会業務継続計画を定める。

【解説】

- ・ 二元代表制の一翼を担う議会は、一義的には議決機関であり、執行機関を監視する役割を有しますが、大規模災害等が発生した際には、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるため、議会の役割や権能に捉われない対応が必要です。そのような中で、議会及び執行機関（市）が協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うことを目的として、鎌倉市議会業務継続計画（以下「議会BCP」といいます。）を策定しています。
- ・ 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、鎌倉市議会災害対策会議を設置します。同会議においては、地域の被災状況や救助・救援状況に係る情報、並びに市民や避難所等から聴取した意見・要望などについて議会として共有し、鎌倉市災害対策本部へ情報提供を行うほか、市本部からの災害関連情報を議員へ伝達するなどを行います。

第9章 条例の検証及び見直し

第21条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

- ・ 本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを規定しており、その結果については公表することとします。
- ・ また、検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを定めています。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

【解説】

- ・ 本条例の施行日を定めています。

(鎌倉市議会委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(委員会の公開)

第19条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。

【解説】

- ・ 本条例第6条第2項で委員会を原則公開としましたので、鎌倉市議会委員会条例の関係規定においても、本条例の制定時に所要の改正を行ったものです。

(鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

- 3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年8月条例第55号）は、廃止する。

【解説】

- ・ 議決すべき事件として指定された事務が、いずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、本条例の制定時に廃止したものです。